

環境厚生常任委員長報告

(H24.6.18)

環境厚生常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要と結果を報告いたします。

報告第3号の専決処分は、公益法人制度改革により、4月1日に財団法人亀岡市清掃公社が公益財団法人亀岡市環境事業公社に変更されたことに伴う歳出予算の組み替えを行ったものです。

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって承認すべきものと決定しました。

次に、第3号議案、火葬場条例及び印鑑条例の一部改正は、住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止に伴い、住民基本台帳に記録される外国人住民に関する規定整備を図るものです。

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって可決すべきものと決定しました。

以上、簡単であります。本委員会の報告とします。

住民基本台帳法の改正
と外国人登録法の廃止
に関連し2条例を改正

亀岡市営火葬場条例

亀岡市印鑑条例

法律の改正などで、日本に滞在する外国人も住民基本台帳に登録されるように変更されました。外国人が各種の届出をする場合の利便向上と、行政事務の効率化などを目的としています。

地域医療情報センター

6月1日から運用開始

高齢者の在宅療養に係り、各病院地域医療連携室、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者などからの相談に応じ、在宅往診可能な医師との調整を行うために設置されました。医師会と市がタッグを組んで運営します。